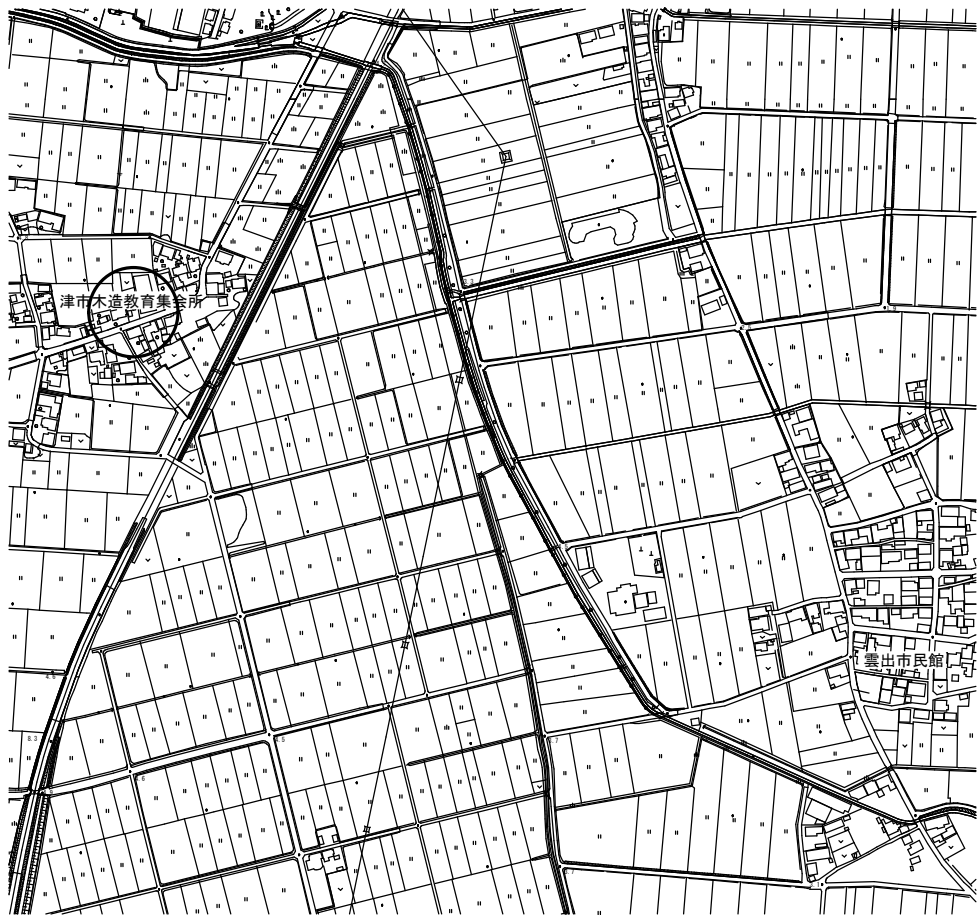
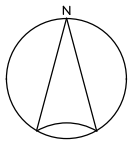


津市木造教育集会所解体工事

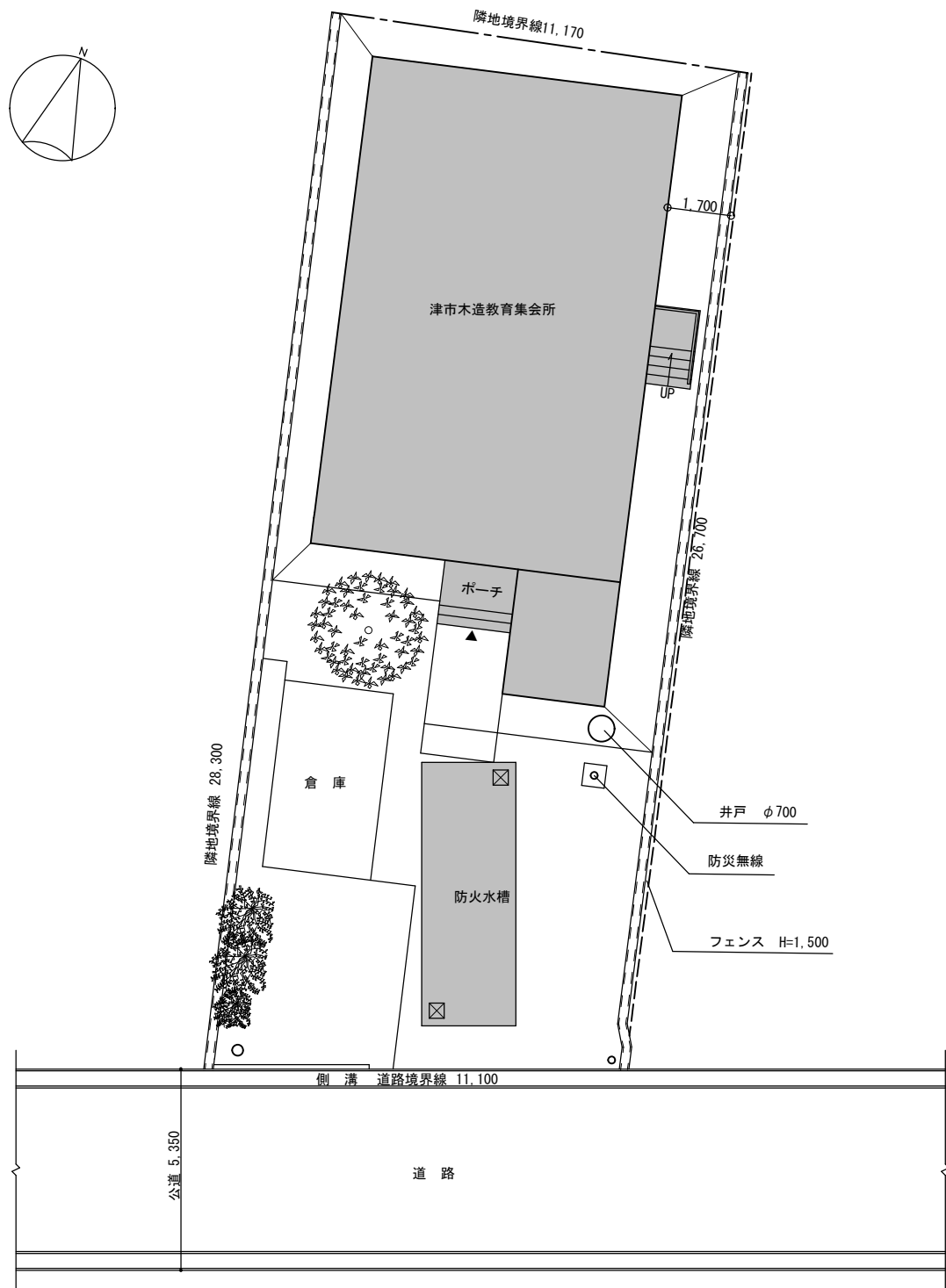
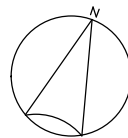
図名リスト	
図面番号	図面名称
A-1	表紙、図名リスト
A-2	特記仕様書
A-3	附近見取図、配置図
A-4	既設建物仕上表
A-5	仮設計画図、現況配置図、既設建物撤去後配置図
A-6	既設建物平面図、屋根伏図
A-7	既設建物立面図
A-8	既設建物短計図
A-9	既設建物建具表
A-10	既設建物基礎伏図、基礎詳細図、鉄骨梁伏図、軸組図
A-11	既設建物木製小屋伏図、天井伏図
A-12	既設防火水槽平面図、断面図
EM-1	既設電気設備平面図、機械設備平面図

工事特記仕様書				<table><tr><th>項目</th><th>特記事項</th></tr><tr><td>④ 建設副産物情報交換システムの利用</td><td>※受注者は受注時において延べ面積が80㎡以上の解体工事については、工事着手前に「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督員に提出する。また、工事完了後にはJACIC（（財）日本建設情報総合センター）が運用する「建設副産物情報交換システム」へ実績報告を行うこと。</td></tr><tr><td>⑤ 三重県産業廃棄物税</td><td>※本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が本年度課税対象となった場合には翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書を添付して、工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。 なお、この期間を超えて請求することはできない。</td></tr><tr><td>⑥ 疑義</td><td>※設計図書に明記のない場合は、市監督員と協議しその指示を受けてから施工すること。</td></tr><tr><td>⑦ 工事時期</td><td>※日曜日、祝日は、原則休工とする。 作業時間については、原則8時30分から午後5時までとする。 ただし、市監督員の承諾を得た場合は、この限りでは無い。</td></tr><tr><td>⑧ 官公庁手続</td><td>※工事に必要な手続きは受注者が速やかに処理し、この手続きに関する諸費用は受注者負担とする。工事の遂行に影響のないよう努めること。</td></tr><tr><td>⑨ 危険災害防止等</td><td>※工事期間中、施設関係者、近隣居住者および周辺建物に危害を与えぬように十分注意すること。 また、工事に伴う騒音、振動等により、周辺住民からの苦情があった場合は、工事を一時中断し誠意をもって地元調整を行い、工事の再開については、市監督員の承諾を得てから行うこと。 なお、万一、紛争が生じた場合は、受注者が誠意をもって対応すること。 近隣等との折衝はあらかじめその概要を市監督員に報告し、その経過については記録し、遅滞なく市監督員に報告すること。 ※工事作業日は、常時、交通整理のための誘導員を配備し、安全確保に努めること。</td></tr><tr><td>⑩ 工事用進入路</td><td>※重機搬出入、産業廃棄物搬出経路については事前に施工計画書を提出し市監督員の承諾を得ること。また、工事現場から搬出入する土砂により工事用進入路を汚した場合は速やかに清掃を行うこと。</td></tr><tr><td>⑪ 工事写真</td><td>※着工前：敷地及び周辺の道路、建築物、工作物等の現況の撮影を行うこと。 ※工事中：進捗状況の撮影記録をすること。</td></tr><tr><td>⑫ 完成写真</td><td>※写真は着工前・施工中・完成を同一場所から黒板なしで撮影すること。</td></tr><tr><td>⑬ 事故報告</td><td>※工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに市監督員に通報するとともに、事故発生報告書を市監督員に速やかに提出すること。</td></tr><tr><td>⑭ 提出書類</td><td>※施工計画書、仮設計画書、工事写真、工事日報、マニフェストの写し(A、B2、D票、及びE票)その他市監督員の指示するものとする。 ※施工計画書には、工事現場から産業廃棄物処理場までの運搬経路、産業廃棄物処理契約書の写し、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処理業者許可書の写し、その他市監督員の指示するものを添付すること。</td></tr><tr><td>⑮ その他</td><td>※作業着手までの期間に調査及び、施工計画書等を作成し、市監督員の承諾を得ること。 ※作業着手までの敷地内調査は、事前に市監督員の承諾を得るものとし、近隣施設行事に影響を与えない範囲とする。 ※敷地内、周辺での作業・通行等は隣地施設利用者の安全確保に十分配慮すること。 ※安全対策のため、作業終了時及び休工時は仮囲い出入口を施錠すること。 ※作業着手前には、現況状況把握の為に破損箇所等があれば、市監督員の立合いのもと写真等に記録しておくこと。また、工事過程において、既存施設に破損等を与えた場合は、受注者の負担において速やかに復旧すると共に市監督員に報告すること。 ※設計書に明記がなくとも、機能上及び構造上当然必要と認められるもの、並びに、取合いのはつり補修復旧は本工事に含む。なお、内訳書の数量は参考とし、当図面を優先する。 ※工事用車両及び工事関係車両は、周辺道路に駐車しないこと。 ※緊急且つ必要な場合において、市監督員以外（施設管理者等）が直接受注者に指示することがある。 その場合は当該指示に従うこと。 ※廃材、残土等の搬出にあたっては、周辺道路を汚さないよう当然に無理な積込みは行わないこと。 工事車両等の出庫時は、タイヤ清掃等を行うなど、工事敷地からの土砂の流出抑制に心掛けること。</td></tr></table>	項目	特記事項	④ 建設副産物情報交換システムの利用	※受注者は受注時において延べ面積が80㎡以上の解体工事については、工事着手前に「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督員に提出する。また、工事完了後にはJACIC（（財）日本建設情報総合センター）が運用する「建設副産物情報交換システム」へ実績報告を行うこと。	⑤ 三重県産業廃棄物税	※本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が本年度課税対象となった場合には翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書を添付して、工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。 なお、この期間を超えて請求することはできない。	⑥ 疑義	※設計図書に明記のない場合は、市監督員と協議しその指示を受けてから施工すること。	⑦ 工事時期	※日曜日、祝日は、原則休工とする。 作業時間については、原則8時30分から午後5時までとする。 ただし、市監督員の承諾を得た場合は、この限りでは無い。	⑧ 官公庁手続	※工事に必要な手続きは受注者が速やかに処理し、この手続きに関する諸費用は受注者負担とする。工事の遂行に影響のないよう努めること。	⑨ 危険災害防止等	※工事期間中、施設関係者、近隣居住者および周辺建物に危害を与えぬように十分注意すること。 また、工事に伴う騒音、振動等により、周辺住民からの苦情があった場合は、工事を一時中断し誠意をもって地元調整を行い、工事の再開については、市監督員の承諾を得てから行うこと。 なお、万一、紛争が生じた場合は、受注者が誠意をもって対応すること。 近隣等との折衝はあらかじめその概要を市監督員に報告し、その経過については記録し、遅滞なく市監督員に報告すること。 ※工事作業日は、常時、交通整理のための誘導員を配備し、安全確保に努めること。	⑩ 工事用進入路	※重機搬出入、産業廃棄物搬出経路については事前に施工計画書を提出し市監督員の承諾を得ること。また、工事現場から搬出入する土砂により工事用進入路を汚した場合は速やかに清掃を行うこと。	⑪ 工事写真	※着工前：敷地及び周辺の道路、建築物、工作物等の現況の撮影を行うこと。 ※工事中：進捗状況の撮影記録をすること。	⑫ 完成写真	※写真は着工前・施工中・完成を同一場所から黒板なしで撮影すること。	⑬ 事故報告	※工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに市監督員に通報するとともに、事故発生報告書を市監督員に速やかに提出すること。	⑭ 提出書類	※施工計画書、仮設計画書、工事写真、工事日報、マニフェストの写し(A、B2、D票、及びE票)その他市監督員の指示するものとする。 ※施工計画書には、工事現場から産業廃棄物処理場までの運搬経路、産業廃棄物処理契約書の写し、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処理業者許可書の写し、その他市監督員の指示するものを添付すること。	⑮ その他	※作業着手までの期間に調査及び、施工計画書等を作成し、市監督員の承諾を得ること。 ※作業着手までの敷地内調査は、事前に市監督員の承諾を得るものとし、近隣施設行事に影響を与えない範囲とする。 ※敷地内、周辺での作業・通行等は隣地施設利用者の安全確保に十分配慮すること。 ※安全対策のため、作業終了時及び休工時は仮囲い出入口を施錠すること。 ※作業着手前には、現況状況把握の為に破損箇所等があれば、市監督員の立合いのもと写真等に記録しておくこと。また、工事過程において、既存施設に破損等を与えた場合は、受注者の負担において速やかに復旧すると共に市監督員に報告すること。 ※設計書に明記がなくとも、機能上及び構造上当然必要と認められるもの、並びに、取合いのはつり補修復旧は本工事に含む。なお、内訳書の数量は参考とし、当図面を優先する。 ※工事用車両及び工事関係車両は、周辺道路に駐車しないこと。 ※緊急且つ必要な場合において、市監督員以外（施設管理者等）が直接受注者に指示することがある。 その場合は当該指示に従うこと。 ※廃材、残土等の搬出にあたっては、周辺道路を汚さないよう当然に無理な積込みは行わないこと。 工事車両等の出庫時は、タイヤ清掃等を行うなど、工事敷地からの土砂の流出抑制に心掛けること。
項目	特記事項																													
④ 建設副産物情報交換システムの利用	※受注者は受注時において延べ面積が80㎡以上の解体工事については、工事着手前に「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督員に提出する。また、工事完了後にはJACIC（（財）日本建設情報総合センター）が運用する「建設副産物情報交換システム」へ実績報告を行うこと。																													
⑤ 三重県産業廃棄物税	※本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が本年度課税対象となった場合には翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書を添付して、工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。 なお、この期間を超えて請求することはできない。																													
⑥ 疑義	※設計図書に明記のない場合は、市監督員と協議しその指示を受けてから施工すること。																													
⑦ 工事時期	※日曜日、祝日は、原則休工とする。 作業時間については、原則8時30分から午後5時までとする。 ただし、市監督員の承諾を得た場合は、この限りでは無い。																													
⑧ 官公庁手続	※工事に必要な手続きは受注者が速やかに処理し、この手続きに関する諸費用は受注者負担とする。工事の遂行に影響のないよう努めること。																													
⑨ 危険災害防止等	※工事期間中、施設関係者、近隣居住者および周辺建物に危害を与えぬように十分注意すること。 また、工事に伴う騒音、振動等により、周辺住民からの苦情があった場合は、工事を一時中断し誠意をもって地元調整を行い、工事の再開については、市監督員の承諾を得てから行うこと。 なお、万一、紛争が生じた場合は、受注者が誠意をもって対応すること。 近隣等との折衝はあらかじめその概要を市監督員に報告し、その経過については記録し、遅滞なく市監督員に報告すること。 ※工事作業日は、常時、交通整理のための誘導員を配備し、安全確保に努めること。																													
⑩ 工事用進入路	※重機搬出入、産業廃棄物搬出経路については事前に施工計画書を提出し市監督員の承諾を得ること。また、工事現場から搬出入する土砂により工事用進入路を汚した場合は速やかに清掃を行うこと。																													
⑪ 工事写真	※着工前：敷地及び周辺の道路、建築物、工作物等の現況の撮影を行うこと。 ※工事中：進捗状況の撮影記録をすること。																													
⑫ 完成写真	※写真は着工前・施工中・完成を同一場所から黒板なしで撮影すること。																													
⑬ 事故報告	※工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに市監督員に通報するとともに、事故発生報告書を市監督員に速やかに提出すること。																													
⑭ 提出書類	※施工計画書、仮設計画書、工事写真、工事日報、マニフェストの写し(A、B2、D票、及びE票)その他市監督員の指示するものとする。 ※施工計画書には、工事現場から産業廃棄物処理場までの運搬経路、産業廃棄物処理契約書の写し、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処理業者許可書の写し、その他市監督員の指示するものを添付すること。																													
⑮ その他	※作業着手までの期間に調査及び、施工計画書等を作成し、市監督員の承諾を得ること。 ※作業着手までの敷地内調査は、事前に市監督員の承諾を得るものとし、近隣施設行事に影響を与えない範囲とする。 ※敷地内、周辺での作業・通行等は隣地施設利用者の安全確保に十分配慮すること。 ※安全対策のため、作業終了時及び休工時は仮囲い出入口を施錠すること。 ※作業着手前には、現況状況把握の為に破損箇所等があれば、市監督員の立合いのもと写真等に記録しておくこと。また、工事過程において、既存施設に破損等を与えた場合は、受注者の負担において速やかに復旧すると共に市監督員に報告すること。 ※設計書に明記がなくとも、機能上及び構造上当然必要と認められるもの、並びに、取合いのはつり補修復旧は本工事に含む。なお、内訳書の数量は参考とし、当図面を優先する。 ※工事用車両及び工事関係車両は、周辺道路に駐車しないこと。 ※緊急且つ必要な場合において、市監督員以外（施設管理者等）が直接受注者に指示することがある。 その場合は当該指示に従うこと。 ※廃材、残土等の搬出にあたっては、周辺道路を汚さないよう当然に無理な積込みは行わないこと。 工事車両等の出庫時は、タイヤ清掃等を行うなど、工事敷地からの土砂の流出抑制に心掛けること。																													
<table><tr><th colspan="2">B. 解体工事</th></tr><tr><th>項目</th><th>特記事項</th></tr><tr><td></td><td>※工事用水については敷地内既存の施設を無償で利用できる。 但し、施設運営に影響しないよう事前に打合せの上、計画し、施工すること。 ※本工事の内部仕上げ材には、アスベスト含有の材料があり撤去及び処分の際しては、環境省からの「非飛散性アスベスト廃棄物の取り扱いに関する技術指針」に基づいて行うものとする。</td></tr><tr><td>② 仮設工事</td><td>① 仮設トイレ 構内既存の施設 ・利用できる ○利用できない ② 仮囲い ○位置（※図示 ・その他（ ）） ○仕様（※図示 ） ③ 工事用水 構内既存施設 ・利用できる（・有償 ・無償 ） ○利用できない ○受注者負担 利用開始・休止に伴う手続き、並びに、使用料（現状、利用休止となっているため） ④ 工事用電力 構内既存施設 ・利用できる（・有償 ・無償 ） ○利用できない ○受注者負担 利用開始・休止に伴う手続き、並びに、使用料（現状、利用休止となっているため） ⑤ 飛散防止 ○周辺への飛散防止を行うこと。（位置及び仕様 ※図示 ） ○保護シート等による養生（防音シート） ※適用する ・工事用進入路の養生として、鉄板（t=22）を敷き、養生を行うこと。 ⑥ 仮設鉄板敷 ⑦ 使用重機 ※「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」、「排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき指定された建設機械をできる限り使用すること。 ⑧ 散水養生 ※解体作業時には粉塵等の飛散を防ぐため、散水養生を行うこと。 ⑨ 足場 ※ 枠組足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省平成15年4月策定）」により、設置については「手すり先行工法による足場の組立て等の基準」による働きやすい安心感のある足場とし、二段手すりや巾木の機能を有する部材をあらかじめ備えられた手すり先行専用足場型とするか、または、改善措置機材を用いて手すり先行専用足場型と同等の機能を確保するものとする。 ⑩ 解体撤去後 ○解体後は、地盤に不陸が無いよう現地ならしを行い、締め固めを行うこと。 ⑪ 損傷を与えた場合の対応 ○解体工事により解体建築物以外の建築物や舗装、樹等に損傷を与えた場合には、市監督員に報告するとともに受注者の責任において原形復旧を行うこと。 ⑫ その他 ○建物付属物については特記ナキ限り記載の有無に関わらず全て撤去処分とする。 ○植栽は全て伐採・伐根とし、業者処分とする。 ※図示 ○備品・生活用品等については特記ナキ限り記載の有無に関わらず撤去処分とする。 ○埋設配管については特記ナキ限り記載の有無に関わらず撤去処分とする。</td></tr></table>			B. 解体工事		項目	特記事項		※工事用水については敷地内既存の施設を無償で利用できる。 但し、施設運営に影響しないよう事前に打合せの上、計画し、施工すること。 ※本工事の内部仕上げ材には、アスベスト含有の材料があり撤去及び処分の際しては、環境省からの「非飛散性アスベスト廃棄物の取り扱いに関する技術指針」に基づいて行うものとする。	② 仮設工事	① 仮設トイレ 構内既存の施設 ・利用できる ○利用できない ② 仮囲い ○位置（※図示 ・その他（ ）） ○仕様（※図示 ） ③ 工事用水 構内既存施設 ・利用できる（・有償 ・無償 ） ○利用できない ○受注者負担 利用開始・休止に伴う手続き、並びに、使用料（現状、利用休止となっているため） ④ 工事用電力 構内既存施設 ・利用できる（・有償 ・無償 ） ○利用できない ○受注者負担 利用開始・休止に伴う手続き、並びに、使用料（現状、利用休止となっているため） ⑤ 飛散防止 ○周辺への飛散防止を行うこと。（位置及び仕様 ※図示 ） ○保護シート等による養生（防音シート） ※適用する ・工事用進入路の養生として、鉄板（t=22）を敷き、養生を行うこと。 ⑥ 仮設鉄板敷 ⑦ 使用重機 ※「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」、「排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき指定された建設機械をできる限り使用すること。 ⑧ 散水養生 ※解体作業時には粉塵等の飛散を防ぐため、散水養生を行うこと。 ⑨ 足場 ※ 枠組足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省平成15年4月策定）」により、設置については「手すり先行工法による足場の組立て等の基準」による働きやすい安心感のある足場とし、二段手すりや巾木の機能を有する部材をあらかじめ備えられた手すり先行専用足場型とするか、または、改善措置機材を用いて手すり先行専用足場型と同等の機能を確保するものとする。 ⑩ 解体撤去後 ○解体後は、地盤に不陸が無いよう現地ならしを行い、締め固めを行うこと。 ⑪ 損傷を与えた場合の対応 ○解体工事により解体建築物以外の建築物や舗装、樹等に損傷を与えた場合には、市監督員に報告するとともに受注者の責任において原形復旧を行うこと。 ⑫ その他 ○建物付属物については特記ナキ限り記載の有無に関わらず全て撤去処分とする。 ○植栽は全て伐採・伐根とし、業者処分とする。 ※図示 ○備品・生活用品等については特記ナキ限り記載の有無に関わらず撤去処分とする。 ○埋設配管については特記ナキ限り記載の有無に関わらず撤去処分とする。																				
B. 解体工事																														
項目	特記事項																													
	※工事用水については敷地内既存の施設を無償で利用できる。 但し、施設運営に影響しないよう事前に打合せの上、計画し、施工すること。 ※本工事の内部仕上げ材には、アスベスト含有の材料があり撤去及び処分の際しては、環境省からの「非飛散性アスベスト廃棄物の取り扱いに関する技術指針」に基づいて行うものとする。																													
② 仮設工事	① 仮設トイレ 構内既存の施設 ・利用できる ○利用できない ② 仮囲い ○位置（※図示 ・その他（ ）） ○仕様（※図示 ） ③ 工事用水 構内既存施設 ・利用できる（・有償 ・無償 ） ○利用できない ○受注者負担 利用開始・休止に伴う手続き、並びに、使用料（現状、利用休止となっているため） ④ 工事用電力 構内既存施設 ・利用できる（・有償 ・無償 ） ○利用できない ○受注者負担 利用開始・休止に伴う手続き、並びに、使用料（現状、利用休止となっているため） ⑤ 飛散防止 ○周辺への飛散防止を行うこと。（位置及び仕様 ※図示 ） ○保護シート等による養生（防音シート） ※適用する ・工事用進入路の養生として、鉄板（t=22）を敷き、養生を行うこと。 ⑥ 仮設鉄板敷 ⑦ 使用重機 ※「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」、「排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき指定された建設機械をできる限り使用すること。 ⑧ 散水養生 ※解体作業時には粉塵等の飛散を防ぐため、散水養生を行うこと。 ⑨ 足場 ※ 枠組足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省平成15年4月策定）」により、設置については「手すり先行工法による足場の組立て等の基準」による働きやすい安心感のある足場とし、二段手すりや巾木の機能を有する部材をあらかじめ備えられた手すり先行専用足場型とするか、または、改善措置機材を用いて手すり先行専用足場型と同等の機能を確保するものとする。 ⑩ 解体撤去後 ○解体後は、地盤に不陸が無いよう現地ならしを行い、締め固めを行うこと。 ⑪ 損傷を与えた場合の対応 ○解体工事により解体建築物以外の建築物や舗装、樹等に損傷を与えた場合には、市監督員に報告するとともに受注者の責任において原形復旧を行うこと。 ⑫ その他 ○建物付属物については特記ナキ限り記載の有無に関わらず全て撤去処分とする。 ○植栽は全て伐採・伐根とし、業者処分とする。 ※図示 ○備品・生活用品等については特記ナキ限り記載の有無に関わらず撤去処分とする。 ○埋設配管については特記ナキ限り記載の有無に関わらず撤去処分とする。																													
A. 一般共通事項																														
	項目	特記事項																												
① 一般共通事項	① 適用基準	○国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（最新版） ○国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」（最新版） ○国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書・同解説」（最新版） ○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 ○その他関係法令																												
	② 工事実績情報の登録等	○受注者は受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、（財）日本建設情報総合センター（以下「JACIC」が運営する工事実績情報サービス（CORINS）に、「CORINS入カシステム」により当核工事に係るデータ登録を行わなければならない。データ登録は、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「通知書（登録のための確認のお願い）」を作成し、市監督員に登録内容の確認（併せて監督員の署名及びメールアドレスの記入も受ける。）を受けたうえ、受注時は契約締結後10日以内に、登録内容の変更時は変更契約締結後10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜、JACICに対し登録 申請を行わなければならない。 その後、JACICから「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、当該書類を直ちに市監督員に提出しなければならない。 なお、変更時と完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。 ただし、期間には土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日等は含まない。 ○受注者は、下請負に付する場合は、部分下請通知書を市監督員に提出しなければならない。 ○受注者は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所と公衆の見やすい場所に掲げなければならない。また受注者は、施工体系図を別に定める様式により提出しなければならない。																												
	③ 発生材の処理等	○作業着手までの期間に、発生材の処理等についての施工計画書を作成し、市監督員に提出し承諾を得ること。 ○再生資材の利用を図るもの ・アスファルトコンクリート塊 ○セメントコンクリート塊 ○建設発生木材 ○アスベスト成形板等解体時の留意点 解体現場は労働安全衛生関連法規上、下記の点に配慮を行うこと。 1. 手ばらし等、出来るだけ粉塵の発生しない方法で行うこと 2. 可能であれば湿潤状態（散水）として作業を進めること。 3. 飛散されないようにすること。 4. 保護具及び作業着を着用すること。 5. 解体されたボード等は、蓋のある容器に入れること。 6. 事前に使用箇所や状況の調査を行い記録すること。																												

| ■memo ■check client architect contractor ■scale ■drawing title 特記仕様書 ■project title 津市木造教育集会所解体工事 Kisho Architectural Design Office 一級建築士 登録第146490号 一級建築士事務所 登録第1-169号 （有）貴匠設計 Kisho Architectural Design Office 管理建築士：山田 賢治 ■drawing no. ■sheet no. A-2 | | |



附近見取図



配置図

：解体建物・構造物

原図：A2

■memo

■check
client
architect
contractor

■scale
S=1:100

■drawing title
附近見取図、配置図

■project title
津市木造教育集会所解体工事

Kisho
Architectural
Design Office

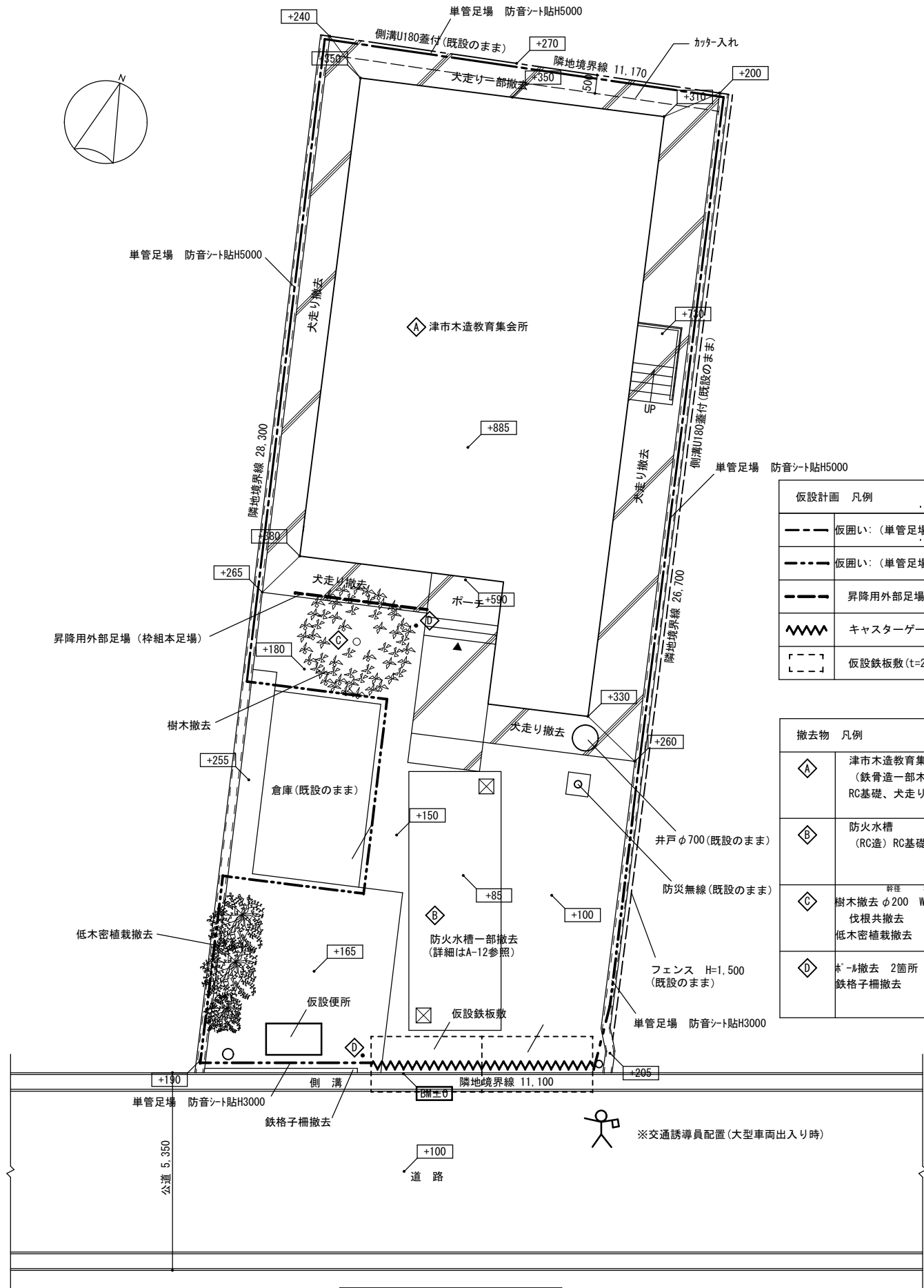
一級建築士 登録第146490号
一級建築士事務所 登録第1-169号
(有)貴匠設計 Kisho Architectural Design Office
管理建築士：山田 賢治

■drawing no.

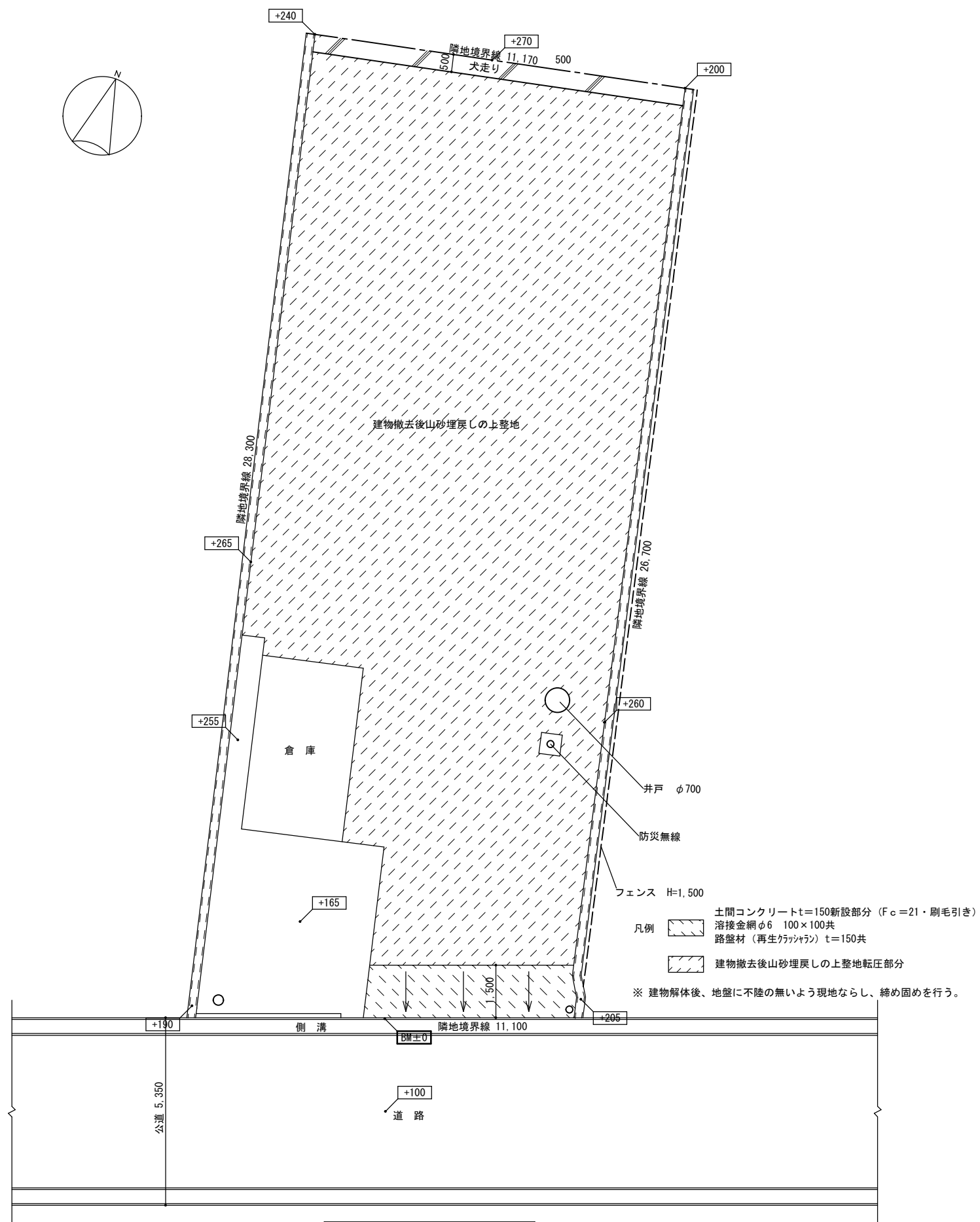
■sheet no.

A-3

[illegible]



仮設計画図、現況配置図S=1:100



既設建物撤去後配置図 S=1:100

原図: A2

memo

check
client
architect
contractor

scale
S=1:100

drawing title

仮設計画図、現況配置図、既設建物撤去後配置図 津市木造教育集会所解体工事

project title

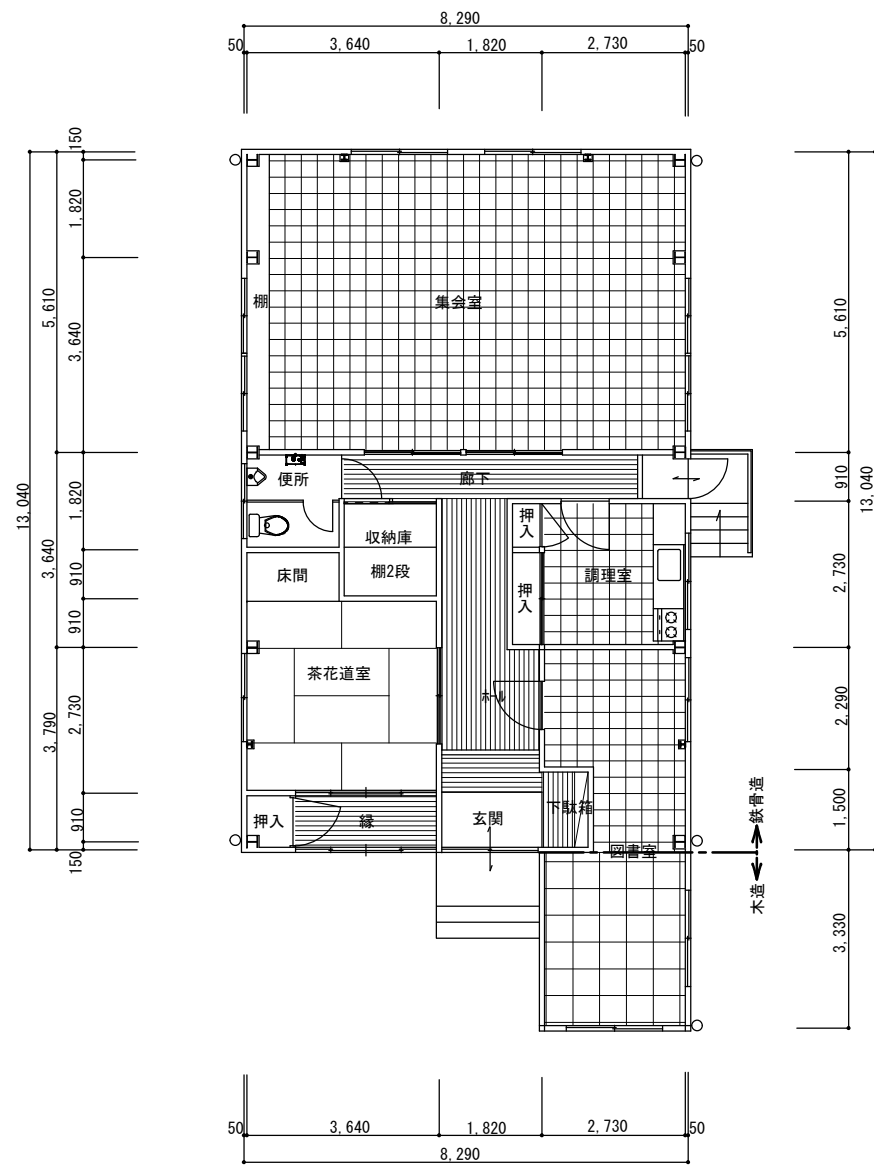
Kisho
Architectural
Design Office

一級建築士 登録第146490号
一級建築士事務所 登録第1-169号
(有) 貴匠設計 Kisho Architectural Design Office
管理建築士: 山田 賢治

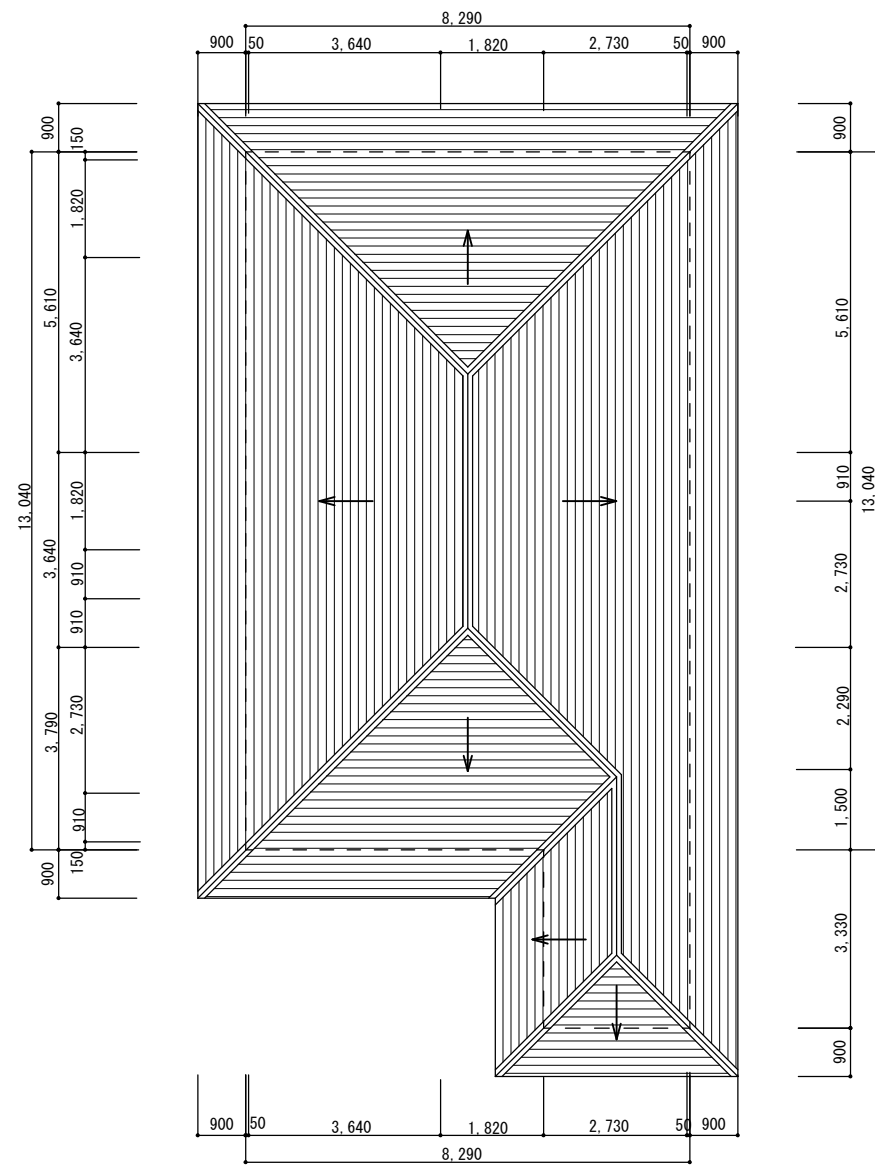
drawing no.

sheet no.

A-5

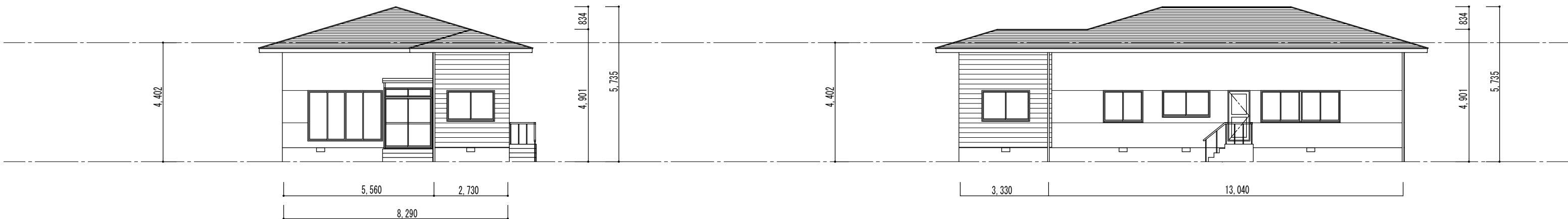


既設建物平面図 S=1:100



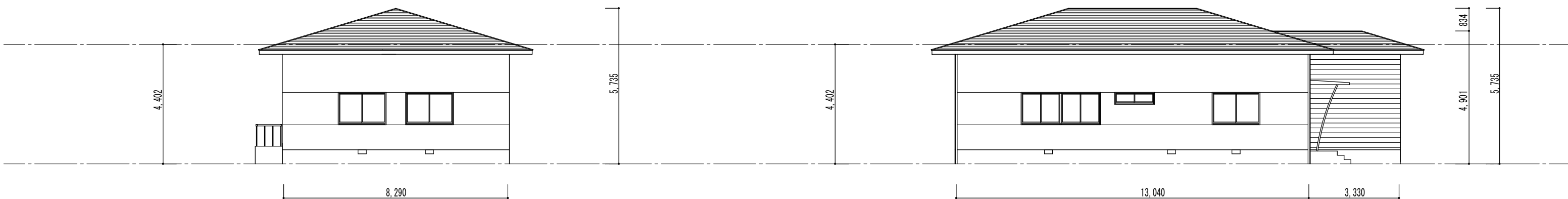
既設建物屋根伏図 S=1:100

参考図



南立面図 S=1:100

東立面図 S=1:100



北立面図 S=1:100

西立面図 S=1:100

原図：A2

■memo

■check

■scale

■drawing title

■project title

Kisho
Architectural
Design Office

一級建築士 登録第146490号
一級建築士事務所 登録第1-169号
(有) 貴匠設計 Kisho Architectural Design Office
管理建築士：山田 賢治

■drawing no.

■sheet no.

client
architect
contractor

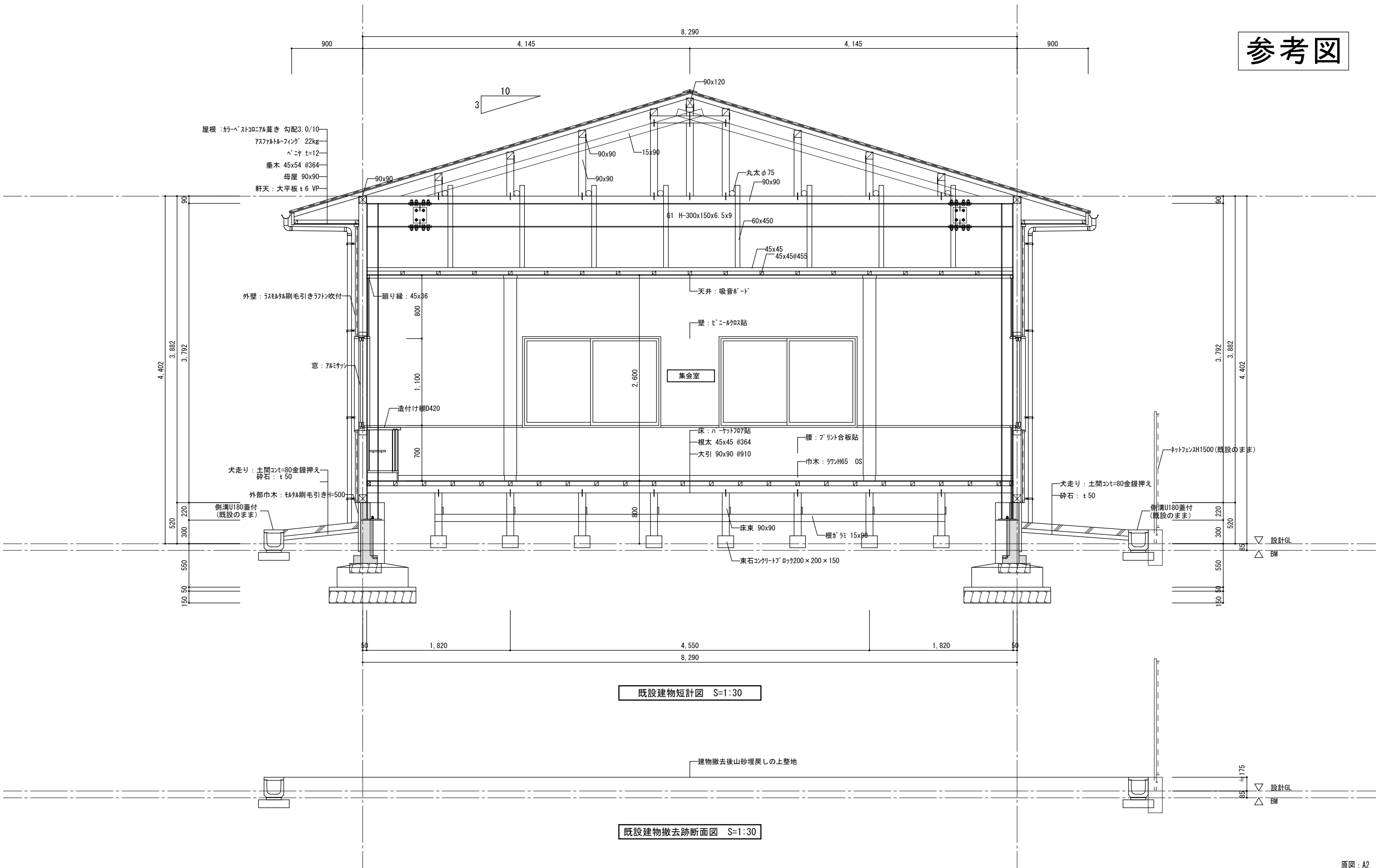
S=1:100

既設建物立面図

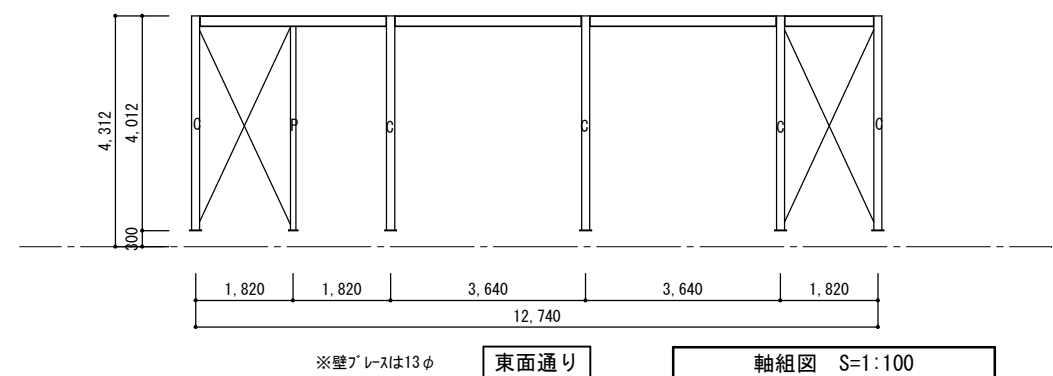
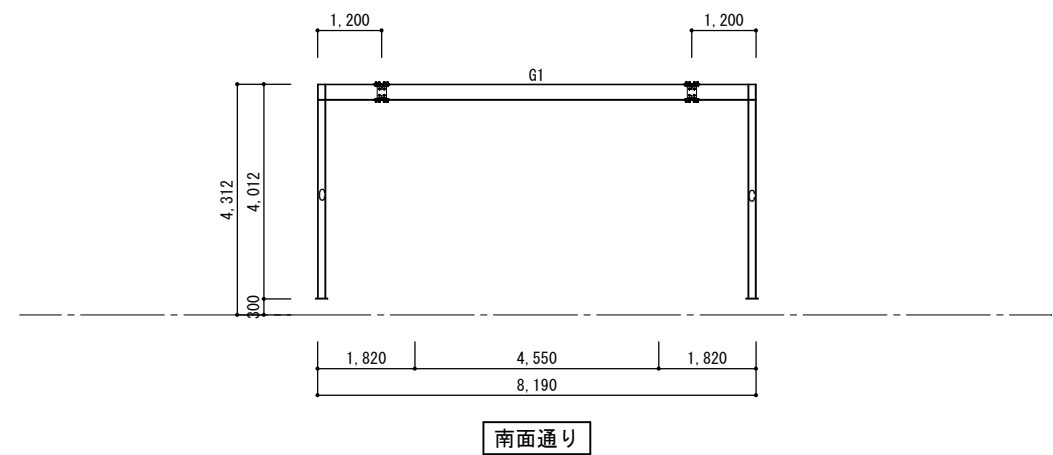
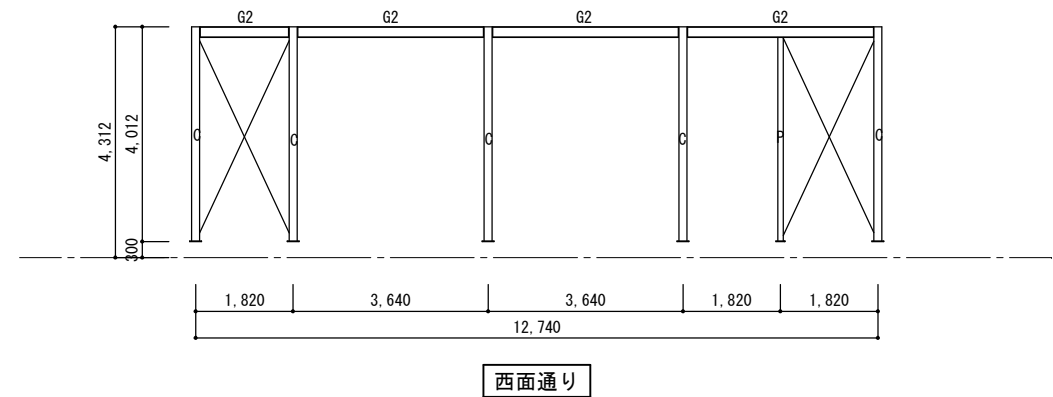
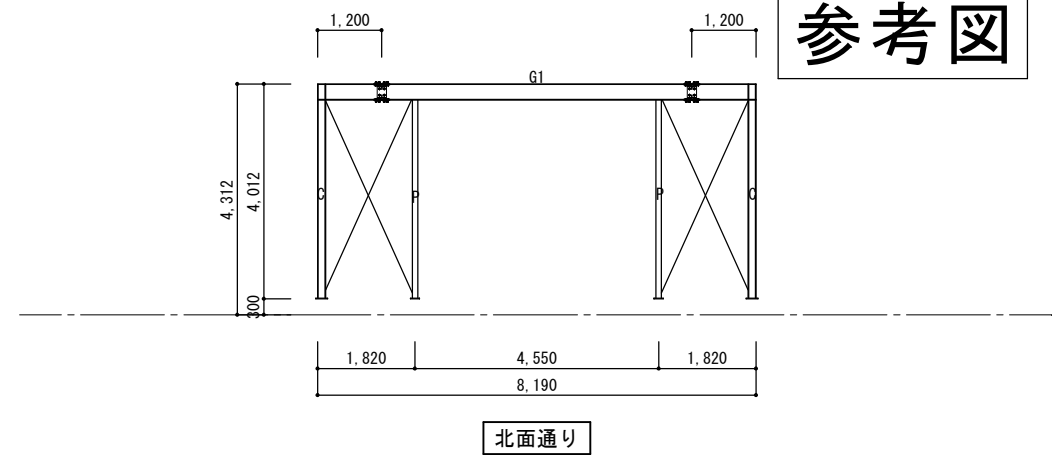
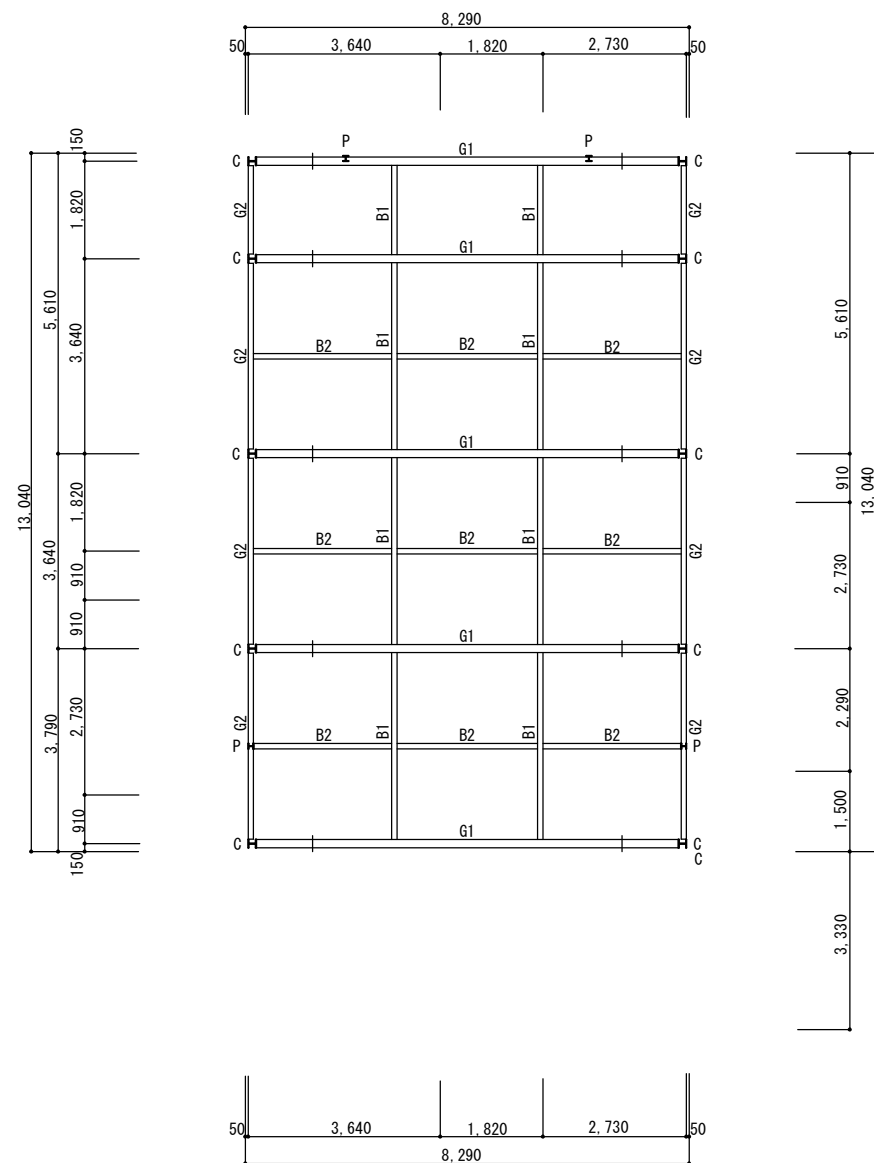
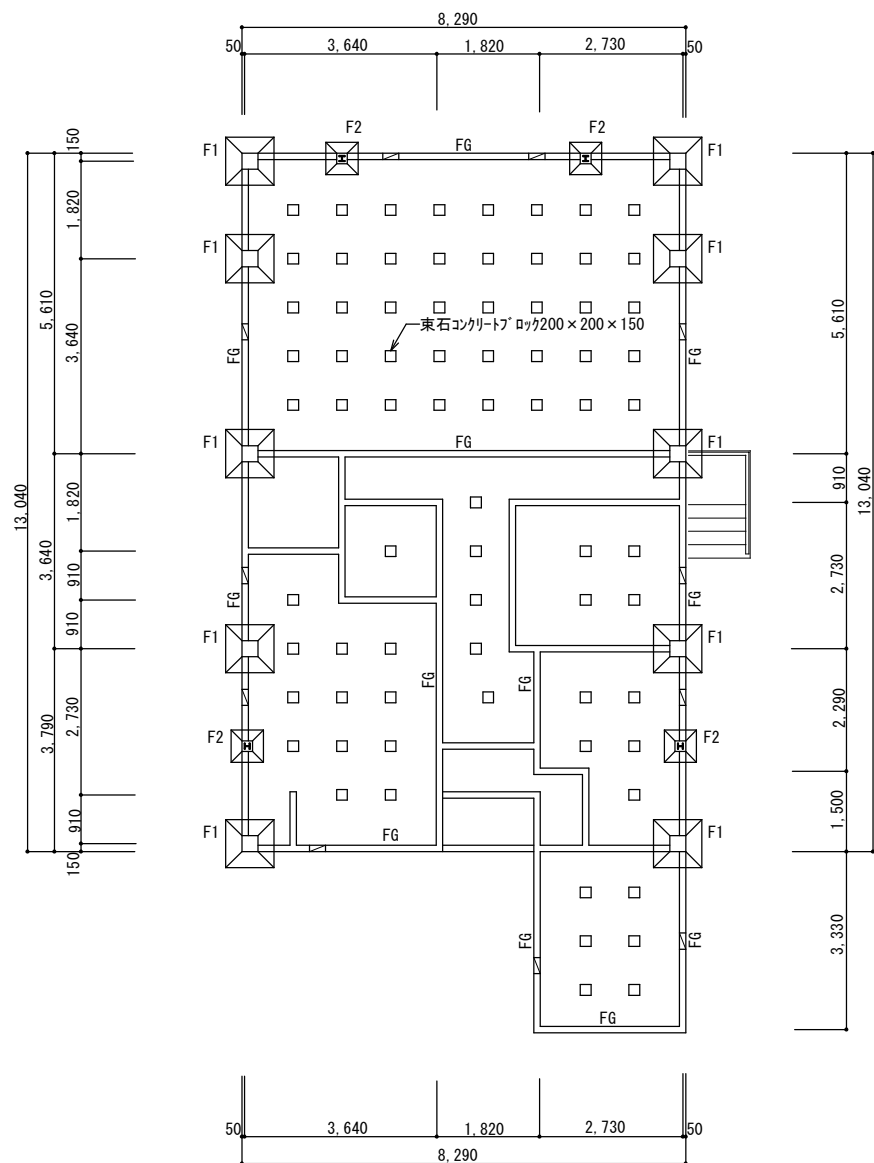
津市木造教育集会所解体工事

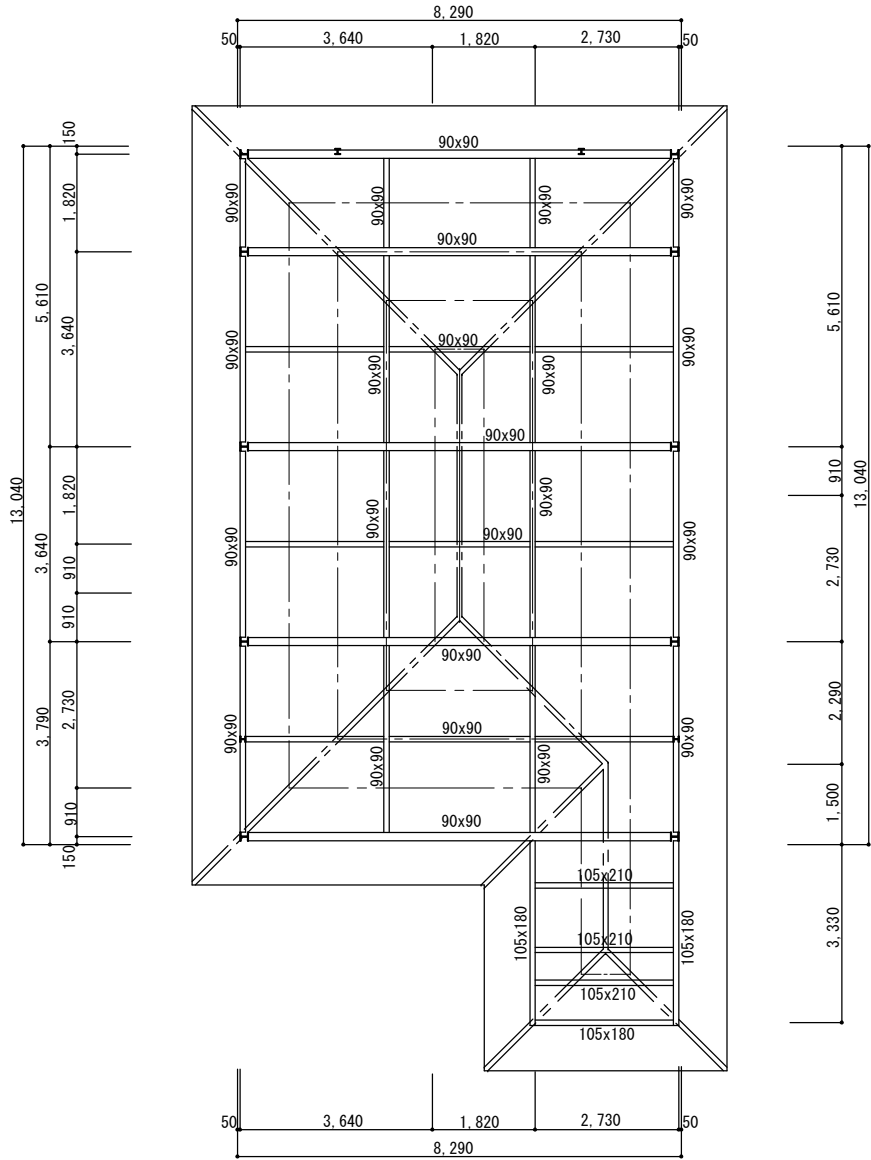
A-7

参考図



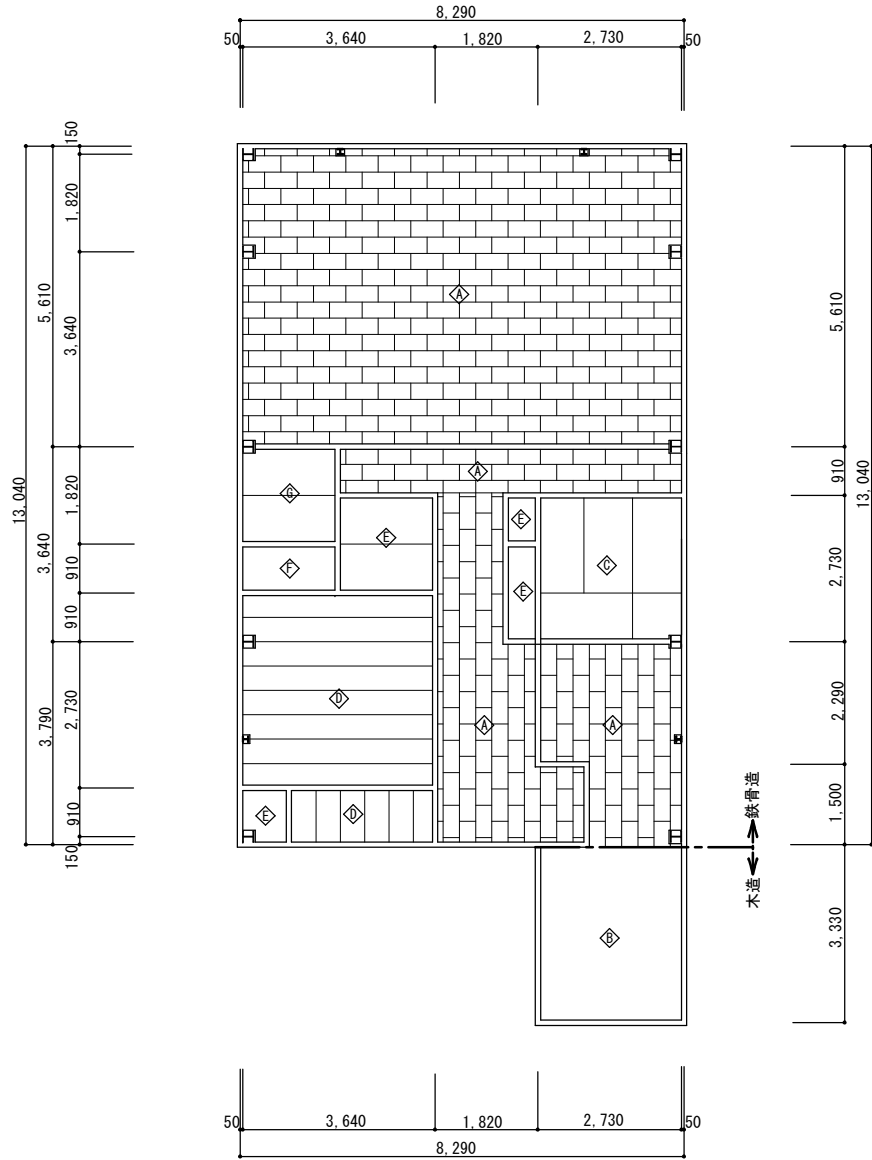
記 号 ・ 数 量	AD1 × 1	AD2 × 1	AW1 × 5	AW2 × 2	AW3 × 1	AW4 × 1
形 状						
場 所	玄関	勝手口	図書室、集会室、茶花道室	集会室	便所	縁
形 式	7mm引違い欄間付引違い戸	7mm片開きド7	7mm引違い窓	7mm連窓引違い窓	7mm引違い窓	7mm引違い窓
見 込	60	60	60	60	60	60
材質・仕上	7mmシルバー-腰7mmシルバーt3	7mmシルバー-腰7mmシルバーt3	シルバー-	シルバー-	シルバー-	シルバー-
硝 子	型ガラスt4	型ガラスt4	型ガラスt4	型ガラスt4	型ガラスt4	上 透明 t 3 下 型ガラスt4
金 物						
備 考						
記 号 ・ 数 量	AW5 × 1	AW6 × 1	WD1 × 2	WD2 × 1	WD3 × 2 WD3 × 1	WD4 × 1
形 状						
場 所	調理室	図書室	集会室	茶花道室	調理室、図書室 WD-3' 押入（茶花道室）	押入（調理室）
形 式	7mm引違い窓	7mm引違い窓	木製フラッシュ引違い戸	木製引違いガラス障子	木製フラッシュド7	天袋付木製フラッシュド7
見 込	60	60	33	33	33	33
材質・仕上	シルバー-	シルバー-	プリント合板		プリント合板	プリント合板
硝 子	型ガラスt4	型ガラスt4	型ガラスt4	型ガラスt4	型ガラスt4 WD-3' はガラス額なし	
金 物						
備 考						
記 号 ・ 数 量	WD5 × 1	WD6 × 1	WD7 × 1	WD8 × 1	TB1 × 1	建具表キープラン S=1:200 原図：A2
形 状						
場 所	押入（調理室）	茶花道室	収納庫	便所	便所	
形 式	天袋付木製フラッシュ引違い戸	天袋付木製フラッシュ引違い戸	木製フラッシュ片引き戸	木製フラッシュド7	トイレブース	
見 込	33	33	33	40	40	
材質・仕上	プリント合板	プリント合板	プリント合板	メラミン化粧合板	メラミン化粧合板	
硝 子				型板ガラス (W150×H750)		
金 物				アルミガラリ レバーハンドル、箱錠、ドアクローザー、丁番、戸当り	うパトリセジ、内開きロック、その他一式	
備 考						





木製小屋伏図 S=1:100

鉄骨部木製小屋組断面リスト	
梁	90x90
桁	90x90
小屋束	90x90
母屋	90x90
棟木	90x120
隅木	90x90
垂木	45x54 @364
木造部木製小屋組断面リスト	
梁	105x180
桁	105x210
小屋束	90x90
母屋	90x90
棟木	90x120
隅木	90x90
垂木	45x54 @364

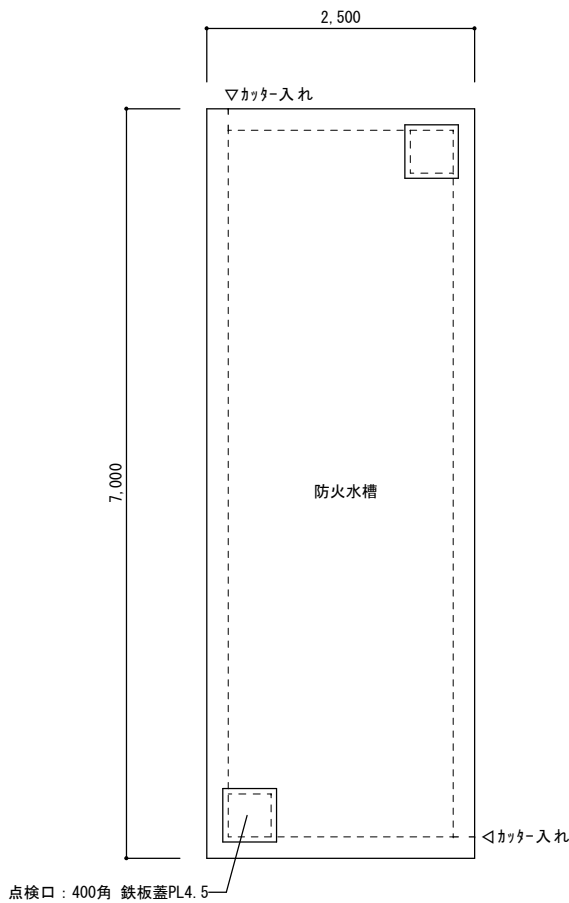


天井伏図 S=1:100

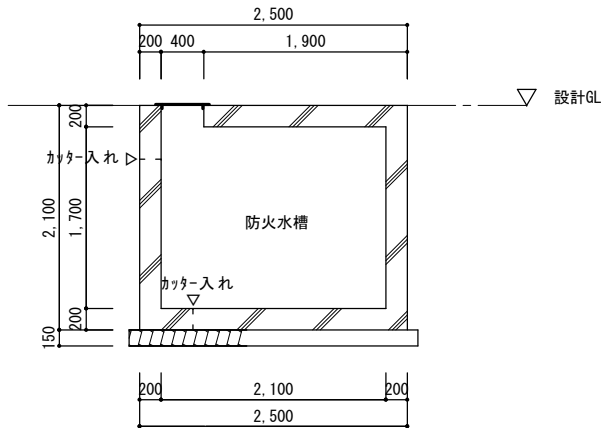
天井仕上表	
◇	吸音ボード
◇	プラスチックボード t=9.5 下地ボードに貼
◇	プラスチックボード t=9 VP塗
◇	杉板合板敷目貼
◇	ベニヤt=3貼
◇	杉板合板貼
◇	化粧ケイ酸板 t=6.0貼

参考図

撤去前



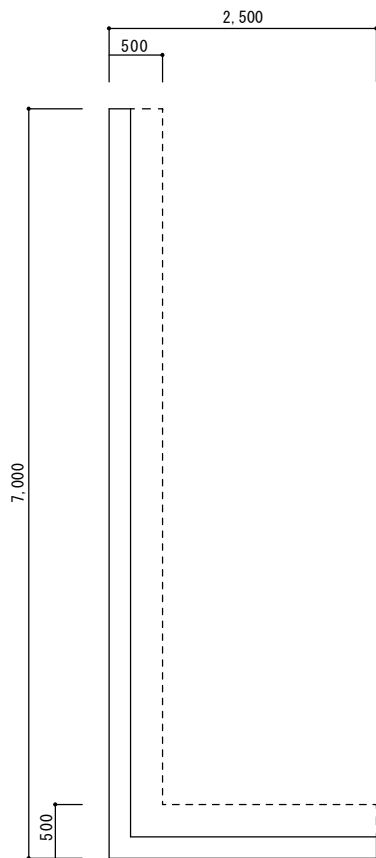
防火水槽平面図 S=1:50



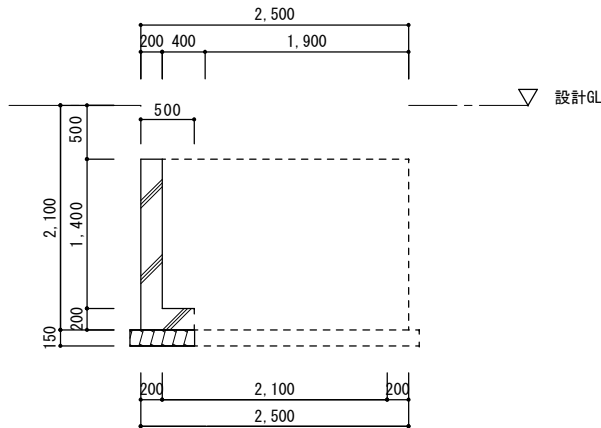
防火水槽断面図 S=1:50

※地下水及び防火水槽内に水が溜まっているため、ポンプを用いて排水処理を行うこと。

撤去後



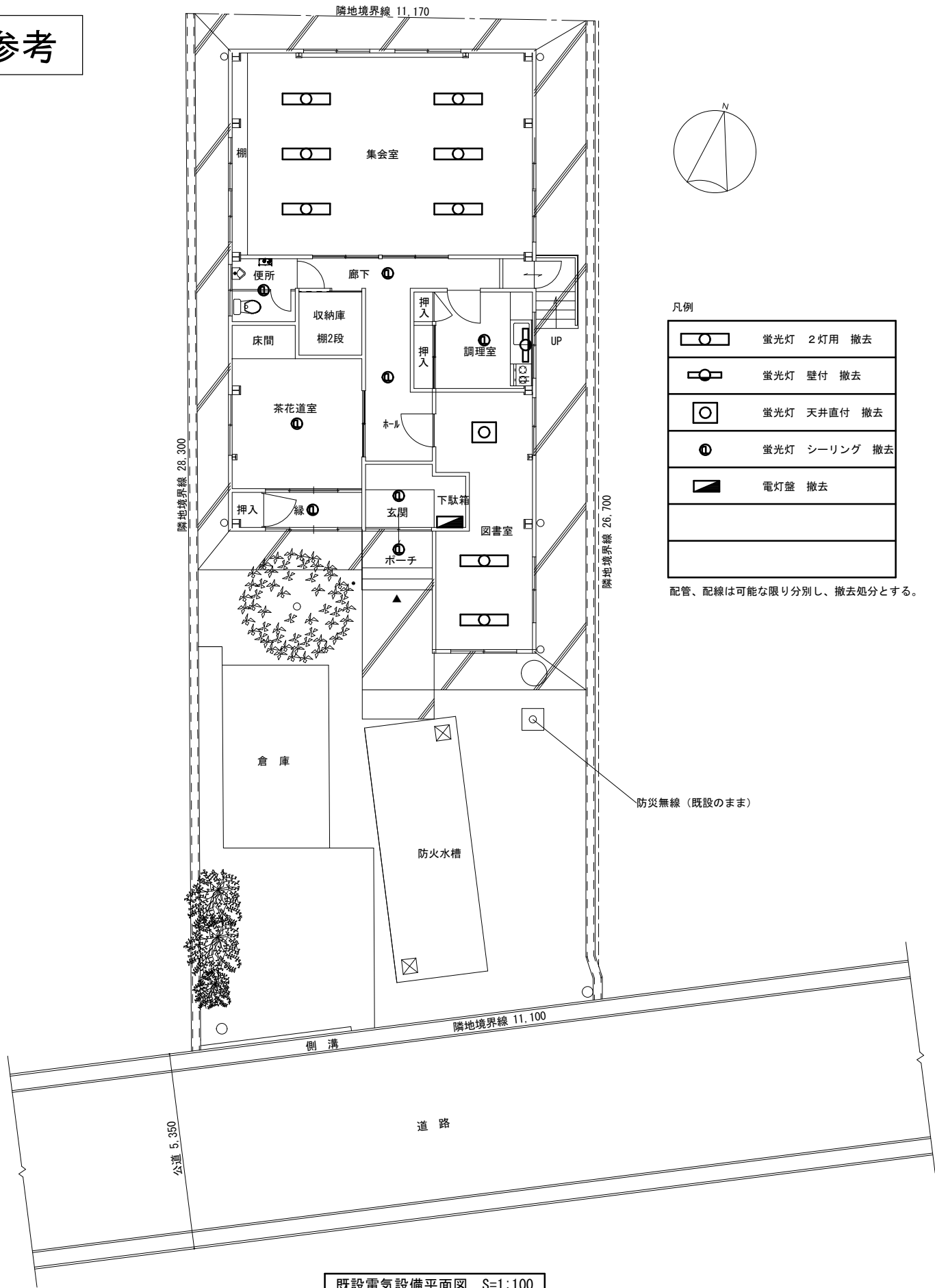
防火水槽平面図 S=1:50



防火水槽断面図 S=1:50

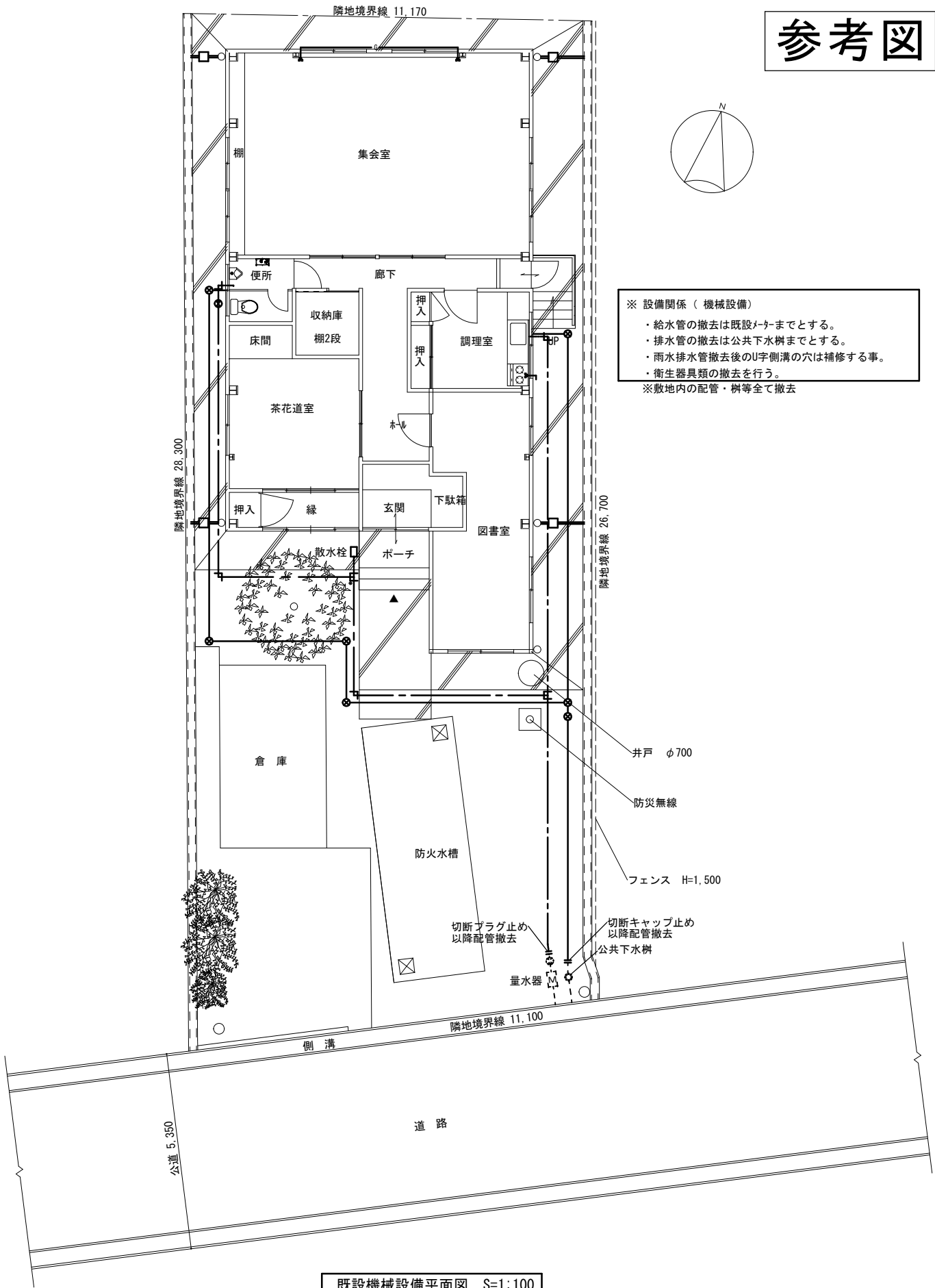
※南・西側は建物及び側溝の倒壊の危険性がるため、一部残すこと。

参考



既設電気設備平面図 S=1:100

参考図



既設機械設備平面図 S=1:100

memo

check
client
architect
contractor

scale
S=1:100

drawing title
既設電気設備平面図、機械設備平面図

project title
津市木造教育集会所解体工事

Kisho
Architectural
Design Office

一級建築士 登録第146490号
一級建築士事務所 登録第1-169号
(有) 貴匠設計 Kisho Architectural Design Office
管理建築士: 山田 賢治

drawing no.

sheet no.
EM-1

原図: A2